

◆令和2年度活動方針◆

基本姿勢

1948(昭和23)年12月、国際連合は、第3回総会において二度にわたる世界大戦の教訓から、平和を実現するためには世界的な人権保障が必要であるとして、国際的な基準として「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しました。その後、この理念をもとに多くの人権に関する条約を採択、人権尊重に向けた取り組みが展開されました。また、1994(平成6)年総会において、1995(平成7)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、人権を普遍的な文化として構築して行くための行動計画を採択、終了後も引き続きよりよい社会を創っていく力を育む教育を推進しています。

人権の世紀において、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生き、参画することのできる共生社会」の実現に向けて様々な取組をおこなっているにも関わらず、少子高齢化や情報化、国際化が進み、社会の多様化が進展する中で格差の問題、孤立社会といわれる無関心時代も指摘されているところです。

2016(平成28)年より「人権三法」など、個別の人権問題に関する法整備が進んできていることから、引き続き法律の周知や、法に基づく相談体制の充実、教育、啓発などの施策に鋭意取り組んで参ります。

今年は、全世界が年明けから新型コロナウイルス感染の脅威にさらされ、未曾有の事態に陥っている。今のところ収束の気配はなく、ますます増殖していく傾向である。そのような時代なればこそ、社会の実情を直視し、関係機関や各種団体と連携のうえ多くの方々的心里に訴え、すべての市民の人権が尊重される町づくりに向け、相互に共存し得る豊かな共生社会の実現に事業展開を図って行きます。

重点活動方針

人権・平和啓発推進事業

広く市民に対し、同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人等あらゆる人権問題と平和に関して、各種講演会を通じ、あるいは時機を捉えた催しの中で、今日的課題を含め平和・人権に関して広く啓発事業を実施する。

相談事業

参画団体間や行政等関係機関とのネットワークの強化に努め、常設実施している人権あれこれ相談、相談支援員(CSW)による相談および進路選択にかかる支援相談等の各種相談事業を通じて、相談事業の充実にも努める。また相談の背後にある諸課題についても考察を深める。

指導者育成事業

関係団体との連携協力のもとに、各種の人権研修等を通じ、会員の資質向上を図り、地域等において人権推進活動を進めていけるようあらゆる機会・場所をとらえ、知識・技術・態度等総合的に対応できるリーダーの養成を組織的計画的に行う。

地域等活動推進事業

学校や公民館等を活用した人権ふれあい講座の実施に努めるとともに、地区(校区)福祉委員会等地域団体や個人会員の組織化を推進することにより、更なる地域資源の活性化を図り、人権草の根活動を促進する。

その他事業

大阪府人権協会を始めとする人権関係諸団体との連携協力を図り、各種事業の充実と関係事業への積極的な参画を図る。